

郡山市告示第243号

次に掲げる書類について、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2（以下「地方税法」という。）及び郡山市税条例（昭和40年郡山市条例第39号）第6条の規定により公示送達する。

ついては、当該書類を郡山市税務部収納課において保管しているので、送達を受けるべき者からの申出があればいつでも交付する。

なお、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなす。

令和8年9月10日

郡山市長 椎根 健雄

送達する書類	地方税法の規定により、その例によるものとされる国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条に基づく書類（令和8年8月26日付け郡山市達収第2473号） 同法第131条に基づく書類（令和8年9月8日付け郡山市達収第2763号）
送達を受けるべき者の名称	眞城 善嘉